

犬に関する手続き!! こんな時はどうしたらよいの?



- Q** 犬も一緒に私(所有者)と引っ越したけれど、どうすればよいの?
A あなた(所有者)と犬の住所の変更をしてください。
- Q** 私(所有者)だけ実家から引っ越して、犬は実家に残してきたけど、どうすればよいの?
A 犬の住所は変わらないので、所有者をあなたから実家のどなたかに変更してください。
- Q** 犬を他人に譲った、もしくは他人から譲り受けた場合はどうすればよいの?
A 所有者の変更をしてください。
- Q** ペットショップで犬を買ったら、市に届出しないといけないの?
A 届出が必要です。すでにその犬の登録がある場合、所有者を変更してください。登録がまだの場合、新規の登録をしてください。(新規の登録手数料 3,000円)
- Q** 犬が亡くなったけど、届けないといけないの?
A 死亡の届出が必要です。(登録がずっと残ってしまいます。)
- Q** 犬を飼っていた人(所有者)が亡くなってしまった時、どうすればよいの?
A 亡くなった所有者に代わって、その犬の面倒をみる方に所有者変更をしてください。



多治見市環境課、瑞浪市環境課、土岐市生活環境課、土岐市各支所
 *多治見市各地区事務所、瑞浪市各コミュニティーセンターは犬の死亡届のみ受付
 持ち物…鑑札、注射済票、愛犬登録証など

問い合わせ	東濃西部広域行政事務組合	☎22-7150	瑞浪市役所 環境課	☎68-9806
	多治見市役所 環境課	☎22-1175	土岐市役所 生活環境課	☎54-1328

東濃西部少年センターからのお知らせ



東濃西部少年センター ☎(0572)23-3455 FAX(0572)26-8813
 〒507-0034 多治見市豊岡町1-55 ヤマカまなびパーク4F

相談
 あんしんコール ☎0120-873-246 (火~土10~17時、携帯可)
 あんしんメール ✉anshin55@crux.ocn.ne.jp (24時間受付)

今年度より、『相談窓口』の内容を幅広くしてみました!

昨年度まで「悩み事相談」という視点から窓口を設けていました。今年度からは、「悩み事相談」に加え、「明るい街づくり」につながる「情報提供」も受けるようにしています。

「帰りたい家庭・通いたい学校・住みたい地域」
 ☆「楽しい話題」「伝えたい情報」「ちょっとした悩み事」
 (身近な出来事など、連絡・相談ください)

◇「あんしんコール」「あんしんメール」に加えて、少年センターで直接相談を受けることもできます。
 今年度も、高校生の来室・相談がありました。
 少年センターには、3人の所員がおり、対応させていただいています。
 気軽にお声かけ、ご利用ください。

